

1 [第1問]

2 [設問1]

3 1. 原告の主張

4 (1) 「性風俗関連特殊営業」を行う事業者も持続化給付金
5 (以下「給付金」とする。)の対象外とする持続化給付金給付規程(以下
6 「本件規程」という。)8条3号は憲法(以下略)14条1項に反し、違憲
7 ではないか。

8 (2) まず、14条1項は絶対的平等ではないが、個々の実質面に
9 着目して相対的平等の実現を目指すものである。そのため、合
10 理性の欠く不当な差別は禁止される。一方、合理的な理由に
11 基づく区別については許容される。

12 (3) そして、上記の平等原則は、法人が現在において重要な
13 地位を占めることから、法人にも人権享有主体として適用が
14 あると解される。

15 (4) 以下、合憲性判定基準を考へる。給付金の対象となる事業
16 が性風俗関連かどうかで異なる取り扱いをすることは、
17 その職業柄のみで判断するため、性風俗関連業を不当に
18 差別化していると思われる。また、当該差別化を受けた性風
19 俗関連業は、給付金が得られない類の職業であるという
20 烙印を押され、周囲からの~~種~~偏見を招く結果となる。こう
21 すると、当該差別を受けることの不利益は甚大なものと言わ
22 るを得ない。そして、給付金は事業の継続を支えるためである
23 ところ、性風俗のみ対象外とする合理性は存在しない。